

滞在業務届

概要説明	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の4に基づき、個人が住所地の区域外に滞在して施術を行う場合に行う届出書です。
提出書類	1 滞在業務届（様式第6号） 2 施術者の免許証の原本及び写し（原本確認） 3 施術者の顔写真付きの身分証明書の原本及び写し（本人確認） それぞれ2部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を1部お返しします）
受付期間	開始日～開始後10日以内
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町1番1号） TEL；(083)231-1711 FAX；(083)231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 施術者の資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時にお持ちください。・ 施術者の本人確認を実施しますので、届出時に顔写真付きの身分証明書をお持ちの上、ご来庁ください。